

平戸市立中部中学校「いじめ防止基本方針」

「いじめ未解決0」を目指して

本校では、いじめ防止対策推進法に基づき、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、下記の3つを目的として、いじめ防止基本方針を定める。

- 生徒のゆたかな心情とたくましい心身を育むことで、いじめの未然防止を図る。
- いじめ事案は常に起こりうるという認識をもつことで、早期発見に取り組む。
- いじめが発生した場合は、適切かつ迅速に対処する。



いじめ防止といじめ事案解決のための校内組織（いじめ対策委員会）

本委員会は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年担当者、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長で構成する。



PTA及び関係機関との連携について

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関連団体及び行政機関が組織的に連携・協働する体制をつくる。

いじめの未然防止について

いじめを防止するためには、生徒一人一人の心の根っこを育てること大切だという認識に立ち、以下の取組を重点的に行う。

<教職員の取組>

- (1) 思いやりの心を育む校内指導体制を確立する。
- (2) 教師の指導力の向上を図る。
- (3) 人権意識と生命尊重の態度を育成する。
- (4) 道徳的実践力を培う道徳教育を実践する。
- (5) インターネットを通じて行ういじめ防止のためメディアリテラシー教育を充実させる。
- (6) 生徒の自己有用感を醸成する

<生徒の取組>

- (1) いじめに対する理解を深め、けっしていじめをしない決意をする。
- (2) 生徒会を中心に、いじめのない学校生活を目指した自主的な活動を計画的に行う。

<保護者の取組>

- (1) わが子との日常的なコミュニケーションを密にするとともに、いじめをけっして行うことがないように指導する。
- (2) 家庭やPTA・地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

いじめの早期発見について

生徒たちは、さまざまなストレスや葛藤の中で生活しており、常にいじめの被害者にも加害者にもなりうる可能性があるという認識のもとに、以下の取組を重点的に行う。

<教職員の取組>

- (1) 生徒の変化を見逃さないよう日常的な観察をしっかりと行う。
- (2) 生活アンケート(月に1回)と個人面談(学期1回)を実施する。
- (3) 相談体制を整備する。
- (4) 情報の収集と共有に努める。
- (5) 生徒・保護者へ相談機関等を周知する。

<生徒の取組>

- (1) 生活アンケートや個人面談、生活ノート、クロームブックなどで遠慮なく相談する。
- (2) いじめを見たり聞いたりしたら、先生や保護者にすぐに報告する。

<保護者の取組>

- (1) 地域や家庭間で連携を図り、情報の共有化に努める。
- (2) いじめについての相談を受けた場合は、速やかに学校に報告する。

いじめが発生してしまった場合の措置について

いじめに関わる問題については、情報を共有・開示することを基本とし、被害生徒の心のケアと加害生徒の再発防止の観点から、関係機関と協力し、以下の取組を重点的に行う。

<教職員の取組>

- (1) いじめの発見や相談を受けた場合は、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者や関係機関と協力して対応する。
- (2) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) 発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」へ報告し、委員会は速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を行う。
- (4) 校長は速やかに教育委員会へ報告し、助言・指導を受ける。
- (5) いじめを受けた生徒と保護者を支援する。
- (6) いじめを行った生徒に指導するとともに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (7) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることがないように、いじめの事案に係る情報を保護者と共有する。
- (8) いじめに犯罪行為のある場合は、警察と連携して対処する。

<生徒の取組>

- (1) いじめを受けた生徒はカウンセリング等を受けるとともに、安心して学校生活ができるような措置を受ける。
- (2) いじめを行った生徒は、なぜいじめを行ってしまったのか内省を深め、いじめをしない決意をする。

<保護者の取組>

- (1) いじめを受けた生徒の心に寄り添い、いじめから保護する。
- (2) いじめを行った生徒の反省を助け、二度といじめをしないよう指導する。